

2-10 性的指向・性自認に関する人権

取り組みの経過

性的指向により恋愛や性愛の対象が同性または両性である人や、身体の性と心の性（性自認）が一致しないため違和感に悩む人（「性的少数者」や「LGBTもしくはLGBTQ」）は、周囲の無理解により心ない目で見られるなど、偏見や差別の対象となっています。

そのため、偏見や差別を受けることを恐れて、性のあり方を周囲に打ち明けられず苦しむ人たちがいます。従来の性区分や性のあり方を前提とした価値観により、社会生活を送る上で支障を生じたり、不利益を強いられたりすることもあります。

我が国では、平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件のもと、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに平成20(2008)年6月には、同法の改正により性別変更できる特定の条件が緩和されました。

また、学校に対しては、性同一性障害等の児童生徒への配慮等を求める通知が国から出されています。

【国の主な動き】

平成16(2004)年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」施行
平成20(2008)年	「性同一性障害特例法」一部改正施行

現状と課題

性同一性障害者や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえません。社会生活の様々な場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について、市民の理解を深めるための啓発を推進することが必要です。

施策の方向性

① 学校教育における取り組み

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	性的指向や性自認について教職員が正しく理解した上で、児童生徒の理解を促し、そのことを理由としたいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。	学校教育課

② 社会的理解や多様な性のあり方を尊重する取り組みの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図ります。	人権推進課
2	多様な生き方や価値観を認め合い、共生社会を築くことで、誰もがありのまま安心して自分らしく生きられるよう、性的少数者に対する正しい認識を持ち、誰もが自分の性のあり方を尊重される教育、啓発を推進し、併せて支援に努めます。	人権推進課

③ 相談・支援体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市の人権相談窓口においても、性的指向・性自認に悩んでいる人の相談に対応し、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。	人権推進課